

追 加 議 案（平成 2 8 年 9 月 1 5 日 提 出）

議 案 番 号

件

名

議 第 8 9 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議第 8 9 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 7 次の表に定める期間における市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額、別表第 1 の規定にかかわらず、同表の額から当該額に次の表のそれぞれの区分に応じた率を乗じて得た額を減じた額とする。

区分	期間	率
市長	平成 2 8 年 1 0 月 1 日から平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日まで	1 0 分の 1
副市長	平成 2 8 年 1 0 月 1 日から平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日まで	2 0 分の 1
教育長	平成 2 8 年 1 0 月 1 日から平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日まで	2 0 分の 1
常勤の監査委員	平成 2 8 年 1 0 月 1 日から平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日まで	2 0 分の 1

附 則

この条例は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものである。